

船橋市条例第25号

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第55号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「省令」という。）の例による。

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第3条 法第65条第1項の規定に基づき条例で定める基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、省令に定める基準（省令第4章に定める基準を除く。）の例による。

（非常災害対策）

第4条 前条の規定によりその例によることとされる省令第8条第1項（省令附則第10条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「職員」とあるのは、「職員並びに入所者及びその家族等」とする。

（記録の整備）

第5条 第3条の規定によりその例によることとされる省令第9条第2項（省令附則第10条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。